

面会や外出・外泊等の基準について

日頃より、感染対策にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

この度、医療法人清友会ではインフルエンザ及びコロナウイルス等の感染症流行期における面会制限について基準を設けさせていただく事といたしました。

今後の面会や外出・外泊については以下のような基準を設け対応させて頂きたいと考えておりますので、ご理解・ご協力をお願い致します。なお、面会時（来院・来所時）はマスク着用をお願いしております。

面会基準：佐賀県から発表される定点数(毎週更新)

	定点数	面会場所・方法
コロナウイルス	0～30 未満	面会室等
インフルエンザ	30 以上	衝立（アクリル板）越し面会 タブレット面会

※定点医療機関とは、感染症の発生状況を知るために対象感染症ごとに一定の基準に従って県が各地区に定めた医療機関のことです。また、定点医療機関当たりの患者報告数とは、一週間に一か所の定点医療機関でどのくらいの受診者がいたかを表すもので、全患者報告数を定点医療機関数で除した値となります。

※院内及び施設内にて感染者が発生した場合は面会中止とさせて頂く場合がございます。また定点数に限らず、近隣の発生状況も含めて判断させて頂く場合がありますので、予約時にご確認ください。

【外出・外泊について】

◎以下の条件をご理解ください。

- ・院内及び施設内や地域（町内・保育園・学校等）の感染症の流行状況により判断させて頂きます。
- ・**定点数 30 以上の場合は外出・外泊共に許可できません。**
- ・患者様、ご家族様どちらもマスク着用での対応をお願いします。
- ・外出・外泊で関りのあったご家族等に体調不良を認めた際は早急に連絡をして下さい。